

## ○グループ4 その他の取組み

### 4-（1）健康起因事故防止に向けた取組の実施【申請案内 P.61～66】

問1. どのような取組の書類を提出すればよいのかわからない。

答1. **申請案内 P.61～66**に記載されている、各種「**取組例①～⑦**」に基づき、書類を提出してください。それぞれの判断基準に則り、審査を行います。  
なお、取り組みは1つ分の提出で構いません。複数種類の取組について提出する必要はありません。  
また、複数種類の取組についての判断基準を満たしても、点数の積み上げはしません。

問2. 取組例①の「健康観察（選任運転者の血圧及び体温の管理）」の資料はどの程度提出すればよいか。また、勤務の都合で全員が同日に測定していなくても問題ないか。

答2. **選任運転者数の3割以上、概ね2週間分程度の記録の資料**（一覧表や点呼記録等）が必要です。また、業務の都合で測定していない日があったり、全員が同日の記録でなかったりしても問題ありません。  
一過性ではなく、継続的に行っているかどうかを評価します。

問3. 取組例②の「様々な検査の受診」について、外部機関で視野障害等の検査を受診したが、検査結果が手元にない場合、他にどのような書類を提出すればよいか。

答3. 「**領収書**」または「**申込書**」、及び「**検査内容または検査機器の内容がわかる資料**」を提出してください。P.62の確認内容がわかるものを提出してください。

問4. 取組例②の「様々な検査の受診」については、複数回分の記録が必要か。

答4. **1回分の記録**で構いません。人数の規定はありません。必要な情報が確認できる資料を提出してください。

問5. 取組例③の「健康に関する情報の展開」について、申請案内 P.63 に「選任運転者等への展開」とあるが、選任運転者の確認したサインは必要か。また、人数規定はあるか。

答5. 選任運転者が実際に確認したサイン類は不要です。  
どのように展開しているか分かる資料を提出してください。  
また、人数の規定はありません。役職員名簿へのチェックも不要です。

問6. 取組例⑤の「健康宣言」について、申請営業所では、令和元年度から「健康宣言」を行っているが、宣言書の宣言日が令和元年の日付となっている。これで問題ないか。

答6. 対象期間が明記されておらず、宣言日が大きく遡るものについては、認定証等に、基準日（2026年7月1日）現在も取組がある旨を記入（手書き可）してください。

問7. 取組例⑥の健康起因事故防止の意識向上に向けた取組について、外部研修を受講したが、グループ1-（2）でも提出することはできないか。

答7. 他項目と全く同じ取組の資料の場合は、どちらかの項目でしか加点となりません。  
健康起因事故防止の内容が含まれるものは**グループ1-（2）**でも加点の対象となる場合がありますので、どちらかの項目を選んで選択してください。  
※自社内の研修・会議についても同様に、**グループ1-（1）**や**2-（1）**と全く同じ取組の資料が提出された場合は、どちらかの項目しか加点となりません。

問8. 取組例⑥の「健康起因事故防止の意識向上に向けた取組」について、社内で熱中症対策のミーティングを行ったが、これは取組例⑦とどちらで提出すればよいか。

答8. どちらでも構いません。ただし、熱中症の内容の回が期間内1回のみの場合は、もう一回分の別の健康起因事故防止に係る書類を追加し、**取組例⑥**として提出してください。

問9. 取組例⑦について、「熱中症対策」においては「体制整備」、「手順作成」、「その内容の関係者への周知」が法令で義務化されているため対象外とのことだが、その内容を取り扱った会議の実施は対象となるのか。

答9. 義務化に対応する内容しか確認できない場合は加点の対象となりません。  
義務化されている内容以外に、熱中症対策の実践に係る内容や一般的な熱中症対策の内容を取り扱っている場合は、加点の対象となる場合があります。